

平成23年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成23年度9月補正予算関係)

企 画 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成23年9月定例会議案説明資料目次

企 画 部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	平成23年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		企画課	2
		教育・学術振興課	3
		新生公立大学設立準備室	4
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		7

【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第12号	負担付きの寄附を受けることについて	新生公立大学設立準備室	8
第13号	財産を出資の目的とすることについて	新生公立大学設立準備室	9
第14号	新生公立鳥取環境大学運営協議会及び公立大学法人鳥取環境大学評価委員会の設置に関する協議について	新生公立大学設立準備室	10
第15号	公立大学法人鳥取環境大学定款の制定について	新生公立大学設立準備室	12
第16号	公立大学法人鳥取環境大学の重要な財産を定める協議について	新生公立大学設立準備室	14

(報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第 6 号	長期継続契約の締結状況について	情報政策課ほか	15

議案説明資料総括表

企画部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				説明
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企画課	628,281	1,354	629,635				1,354	
教育・学術振興課	2,550,602	7,850	2,558,452				7,850	
新生公立大学設立準備室	3,800	350	4,150				350	
企画部計	6,625,599	9,554	6,635,153	0	0	0	9,554	
説明								
(企画課)								
・ 関西広域連合負担金 1,354 千円								
(教育・学術振興課)								
・ (新)「スペース・サイエンス・ワールドinとっとり」開催事業 7,850 千円								
(新生公立大学設立準備室)								
・ (新) 新生公立鳥取環境大学運営協議会運営事業 350 千円								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

企画課（内線：7131）

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
関西広域連合負担金	11,601	1,354	12,955				1,354	
トータルコスト	14,796	1,354	16,150	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	関西広域連合及び関係府県との調整等				
工程表の政策目標（指標）	行政課題に係る近県との共通認識の確立、連携の強化							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成22年12月1日に設立した関西広域連合の構成県として、関西圏との連携強化を進め、行政ニーズの広域化への対応やスリムで効率的な行政体制の構築などを目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>地方分権改革を推進するため、関西広域連合内に「国出先機関対策プロジェクトチーム」を設置し、近畿地方の国出先機関の関西広域連合への移管に向け、具体的な検討を進める。</p> <p><国出先機関対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 国出先機関の関西広域連合への移管に向けた検討を行うため、関西広域連合内に、構成府県知事により構成する「国出先機関対策委員会」を設置した（平成23年12月）。 5月に開催された「関西広域連合委員会」において、当面移管を求めていく国出先機関を「近畿経済産業局」、「近畿地方整備局」及び「近畿地方環境事務所」の3機関とすることで合意した。 移管に向けた具体的な検討を行うため、関西広域連合本部事務局内に、構成府県からの派遣職員7名で構成する「国出先機関対策プロジェクトチーム」を設置した。この「国出先機関対策プロジェクトチーム」において、国出先機関事務の調査・分析、国との協議等を行い、関西広域連合への国出先機関移管の実現を目指す。 <p><所要経費></p> <ul style="list-style-type: none"> 「国出先機関対策プロジェクトチーム」の設置に要する費用について、構成府県が、ルールに応じて負担する。 <p>[関西広域連合全体としての所要額] 17,602千円 [構成府県の負担] 鳥取県：1,354千円 鳥取県を除く2府4県：それぞれ2,708千円ずつ</p> <p>【参考】</p> <p><関西広域連合が実施する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域防災、◎広域観光・文化振興、○広域産業振興、◎広域医療、○広域環境保全、○資格試験・免許等、○広域職員研修 ※ ◎印は、鳥取県が参加している事務 ○国出先機関対策 など 								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

教育・学術振興課 (内線：7814)

2目 計画調査費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「スペース・サイエンス・ワールドinとっとり」開催事業	0	7,850	7,850				7,850	
トータルコスト	0	7,850	7,850	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	講演会等事業の企画・立案・実施				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成22年6月に帰還した小惑星探査機「はやぶさ」が持ち帰った小惑星イトカワの表面試料(微粒子)の科学分析を行っている岡山大学地球物質科学研究センター(所在地：三朝町)と共同で、研究成果を一般に公開することにより、県民の科学への興味を促進し、本県の科学振興に資する。								
2 主な事業内容								
(1) 主な特徴								
○人類が初めて手にした小惑星の微粒子から、46億年前の太陽系誕生の姿に迫る高度な分析、研究を一線の科学者から紹介								
○本県にある世界的な研究機関との連携								
○国際シンポジウムに参加する国内外のトップレベルの研究者と直接接する機会を提供								
(2) 主な事業内容								
①開催時期 平成24年2月下旬予定								
②場 所 鳥取県立倉吉未来中心アトリウム、大ホールほか								
③内 容								
区分	業 務 名			内 容				
鳥取県	【基調講演】 ◇25日(土)(予定) ◇大ホール			◇はやぶさ関係者(国際的科学家等)3名の講演を予定				
	【フリートーク】 ◇25日(土)(予定) ◇大ホール			◇基調講演者3名+鳥取県知事(予定)				
	【宇宙開展示・体験】 ◇25日を含む1週間程度 ◇セミナールーム、アトリウム			◇はやぶさ帰還カプセル ◇はやぶさ1/1模型 ◇回収試料(微粒子)の分析成果 ◇宇宙食の試食 ◇宇宙服の試着 ◇パネル展 ◇宇宙開発映像の上映等				
岡山大学 地球物質 科学研究 センター	【国際シンポジウム】 ◇25日：セミナールーム ◇26日：倉吉交流プラザ			テーマ：天地人物質科学の創造(仮) ◇国内外のトップレベルの研究者による高度な科学的議論を実施				
※内容は変更される場合あり								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

新生公立大学設立準備室（電話：0857-32-9097）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)新生公立鳥取環境大学運営協議会運営事業	0	350	350				350	
トータルコスト	0	5,942	5,942	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.7人	0.7人	法定協議会の運営、評価委員会の運営等				
工程表の政策目標(指標)	平成24年4月を目処として環境学部・経営学部の2学部への学部改編等の改革を行い、公立大学法人化を実施							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県と鳥取市が共同して「新生公立鳥取環境大学運営協議会」及び「公立大学法人鳥取環境大学評価委員会」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2及び同法第252条の7に基づき設置する。								
2 主な事業内容								
新生公立鳥取環境大学に係る地方独立行政法人評価委員会、その他法定協議会の運営に要する経費 (県と鳥取市が所要額のそれぞれ1/2を負担金として支出)								
3 所要経費								
○評価委員会開催経費 630千円								
○その他協議会事務経費 70千円								
負担金所要額：700千円×1/2（県負担率）＝350千円								

平成23年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(企画部)

(単位：千円)

款 項 目	2款 総務費									
	補正前	補正額	補正後	うち企画部						
				補正前	補正額	補正後	2項 企画費			
節				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	465,467	884	466,351	89,863		89,863	37,807		37,807	
2 給 料	2,992,817		2,992,817	395,113		395,113	301,263		301,263	
3 職員手当等	5,321,536		5,321,536	203,660		203,660	154,560		154,560	
4 共 済 費	1,182,241	134	1,182,375	155,134		155,134	118,566		118,566	
5 災 害 補 償 費	500		500							
6 恩給及び退職年金	36,315		36,315							
7 賞 金	28,528		28,528	4,454		4,454				
8 報 償 費	198,531	500	199,031	16,502	500	17,002	6,432	500	6,932	
9 旅 費	245,926	650	246,576	37,043	650	37,693	21,982	650	22,632	
費用弁償	20,816		20,816	4,382		4,382	2,501		2,501	
普通旅費	171,799	130	171,929	25,606	130	25,736	15,592	130	15,722	
特別旅費	53,311	520	53,831	7,055	520	7,575	3,889	520	4,409	
10 交 際 費	4,500		4,500							
11 需 用 費	458,727	205	458,932	52,636	100	52,736	23,349	100	23,449	
12 役 務 費	501,062	330	501,392	83,455		83,455	67,903		67,903	
13 委託料	2,981,039	26,831	3,007,870	575,185	6,000	581,185	509,128	6,000	515,128	
14 使用料及び賃借料	580,808	2,700	583,508	359,590	600	360,190	351,008	600	351,608	
15 工事請負費	2,702,830		2,702,830	16,597		16,597	16,597		16,597	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	57,842	4,222	62,064	295		295	280		280	
19 負担金、補助及び交付金	7,114,661	9,790	7,124,451	4,525,377	1,704	4,527,081	693,985	1,704	695,689	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	3,954		3,954							
23 償還金、利子及び割引料	203,916		203,916							
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	576,605		576,605	110,695		110,695	110,695		110,695	
26 零 付 金										
27 公 課 費	323		323							
28 繰 出 金	8,412		8,412							
予 備 費										
計	25,666,540	46,246	25,712,786	6,625,599	9,554	6,635,153	2,413,555	9,554	2,423,109	
財 源 内 訳	国庫支出金	2,014,656		2,014,656	895,829		895,829	15,717		15,717
	地方債	1,190,000		1,190,000						
	その他の	1,578,460	5	1,578,465	594,585		594,585	159,386		159,386
	一般財源	20,883,424	46,241	20,929,665	5,135,185	9,554	5,144,739	2,238,452	9,554	2,248,006

平成23年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(企画部)

(単位:千円)

款項目	企画部						企画部合計		
	2項 企画費			2目 計画調査費			補正前	補正額	補正後
	1目 企画総務費			2目 計画調査費					
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	30,416		30,416	4,242		4,242	89,863		89,863
2 給料	301,263		301,263				395,113		395,113
3 職員手当等	154,560		154,560				203,660		203,660
4 共済費	117,447		117,447	642		642	155,134		155,134
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賞金							4,454		4,454
8 報償費	3,954		3,954	2,262	500	2,762	16,502	500	17,002
9 旅費	9,128		9,128	11,336	650	11,986	37,043	650	37,693
費用弁償	2,501		2,501				4,382		4,382
普通旅費	5,559		5,559	9,842	130	9,972	25,606	130	25,736
特別旅費	1,068		1,068	1,494	520	2,014	7,055	520	7,575
10 交際費									
11 需用費	12,949		12,949	6,085	100	6,185	52,636	100	52,736
12 役務費	9,665		9,665	57,988		57,988	83,455		83,455
13 委託料	6,745		6,745	420,558	6,000	426,558	575,185	6,000	581,185
14 使用料及び賃借料	10,056		10,056	340,852	600	341,452	359,590	600	360,190
15 工事請負費				16,597		16,597	16,597		16,597
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	280		280				295		295
19 負担金、補助及び交付金	27,783	1,354	29,137	157,297	350	157,647	4,525,377	1,704	4,527,081
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金				4,374		4,374	110,695		110,695
26 寄付金									
27 公課費									
28 繰出金									
予備費									
計	684,246	1,354	685,600	1,022,233	8,200	1,030,433	6,625,599	9,554	6,635,153
財源									
内									
国庫支出金				15,717		15,717	895,829		895,829
地方債									
その他	635		635	52,412		52,412	594,585		594,585
一般財源	683,611	1,354	684,965	954,104	8,200	962,304	5,135,185	9,554	5,144,739

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款	総務費	
	2 項 企画費	
	1 目 企画総務費	
	負担金、補助 及び交付金	関西広域連合負担金
		1,354
	2 目 計画調査費	
	負担金、補助 及び交付金	新生公立鳥取環境大学運営協議会負担金
		350

条例名等

負担付きの寄附を受けることについて

提出理由及び概要

1 提出理由

公立大学法人鳥取環境大学の設立のために出資することを条件として、学校法人鳥取環境大学から申込みがあった寄附を受け入れることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

24年4月の鳥取環境大学の公立化に伴い、学校法人鳥取環境大学から負担付き寄附申込みのあった財産を県(及び鳥取市)が受納するもの。(寄附割合は、鳥取県持分2分の1、鳥取市持分2分の1)

(1) 寄附の内容

所在地	種類	数量	持分
鳥取市若葉台北一丁目1番	土地	175,319.42㎡	うち2分の1
	建物	26,608.64㎡	うち2分の1
鳥取市若葉台北二丁目95番	土地	344.47㎡	うち2分の1
	建物	141.55㎡	うち2分の1
鳥取市若葉台南四丁目2番2	土地	7,000.02㎡	うち2分の1
	建物	1,646.90㎡	うち2分の1

(2) 寄附者

鳥取市若葉台北一丁目1番1号 学校法人鳥取環境大学

(3) 寄附の条件

- ①寄附財産を公立大学法人鳥取環境大学の設立のために県が出資すること
- ②寄附日は、公立大学法人鳥取環境大学の設立の日とすること

条
例
名
等

財産を出資の目的とすることについて

提
出
理
由
及
び
概
要

1 提出理由

公立大学法人鳥取環境大学の設立のために財産を出資の目的とすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 財産の内容

所在地	種類	数量	持分
鳥取市若葉台北一丁目1番	土地	175,319.42㎡	うち2分の1
	建物	26,608.64㎡	うち2分の1
鳥取市若葉台北二丁目95番	土地	344.47㎡	うち2分の1
	建物	141.55㎡	うち2分の1
鳥取市若葉台南四丁目2番2	土地	7,000.02㎡	うち2分の1
	建物	1,646.90㎡	うち2分の1

(2) 相手方

鳥取市若葉台北一丁目1番1号 公立大学法人鳥取環境大学

(3) 財産の評価額

- ①土地 3,514,650,000円 (このうち持分2分の1)
- ②建物 4,822,180,000円 (このうち持分2分の1)

条 例 名 等	新生公立鳥取環境大学運営協議会及び公立大学法人鳥取環境大学評価委員会の設置に関する協議について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>公立大学法人鳥取環境大学の設立に係る事務を共同で管理し、及び執行し、並びにこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図るために、新生公立鳥取環境大学運営協議会及び公立大学法人鳥取環境大学評価委員会の設置に関し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第3項及び同法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>新生公立鳥取環境大学運営協議会の規約の概要</p> <p>(1) 目的 鳥取県及び鳥取市が、公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、並びにこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 名称 新生公立鳥取環境大学運営協議会</p> <p>(3) 設置団体 鳥取県、鳥取市（以下「関係団体」という。）</p> <p>(4) 主な担当事務 ○次に掲げる事務を管理し、及び執行する。 ア 地方独立行政法人法に規定する事務のうち、次に掲げるもの (ア) 地方独立行政法人法第90条第1項に規定する権限の行使に関する事務 (主なもの) ・ 理事長、監事の任命 ・ 業務方法書の認可 ・ 料金徴収の際の料金の上限の設定 ・ 中期目標の作成、指示、公表 ・ 中期計画の認可、変更命令 ・ 法人に対する報告徴収、立入検査 (イ) 地方独立行政法人法第90条第2項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務 (主なもの) ・ 業務方法書に記載すべき事項 ・ 中期計画の作成、中期計画に定める業務運営に関する事項 ・ 年度計画の作成 ・ 中期目標に係る事業報告書 ・ 財務諸表の作成、閲覧期間 ・ 地方独立行政法人の財務及び会計に関する必要事項の規定 (ウ) 設立団体の長への意見提出、報告等の受理に関する事務 (エ) 公立大学法人鳥取環境大学評価委員会（以下「委員会」という。）への意見聴取、報告の受理、意見の申出の受理、届出の受理に関する事務 イ 法人の適正な運営を確保するために必要な指導等に関する事務 ウ 委員会の庶務に関する事務 エ 協議会の目的を達成するために必要な事務</p>

○前項に掲げるもののほか、協議会は、法人の設立に係る事務の管理及び執行に関する連絡調整

(5) 事務所の所在地

協議会の事務所は、会長の属する団体の事務所に置く。

(6) 会長及び副会長

会長は鳥取県知事、副会長は鳥取市長をもって充てる。

(7) 委員

関係団体の長が協議の上、関係団体の職員の中から、関係団体の長が指名した者をもって充てる。

(8) 地方独立行政法人評価委員会

地方独立行政法人法第11条第1項の地方独立行政法人評価委員会として、関係団体が共同して、協議会に公立大学法人鳥取環境大学評価委員会を設置する。

ア 委員 5人以内

イ 委員長及び副委員長 委員の互選により選任

ウ 委員会の執務場所 会長の属する団体の事務所

(参考) 評価委員会の主な権限

法人運営の目標及び計画に対する意見	
	・ 設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見 ・ 中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見
法人運営結果の評価と意見	
	・ 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価 ・ 業務実績の評価を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告 ・ 中期目標期間終了後、法人業務の継続の必要性等を設立団体の長が検討する際の意見
法人運営規程に対する意見	
	・ 役員の報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見

(9) 職員

協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）は、設立団体の職員のうちから選任する。

(10) 経費の支弁の方法

協議会の事務の管理及び執行に要する経費は、関係団体が負担

(11) 協議会規程の公表

協議会規程を定めたときは、鳥取県公報に登載して公表するものとする。

(12) 設置時期

関係団体の長が協議により定める日

条
例
名
等

公立大学法人鳥取環境大学定款の制定について

提
出
理
由
及
び
概
要

1 提出理由
公立大学法人鳥取環境大学を設立するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定により、法人の定款を定めようとするもの。

2 概要

(1) 総則（第1条－第8条）

ア 目的

未来社会の持続的発展を支えるため、環境に恵まれた鳥取のフィールドを舞台に、環境マインドと経営感覚に優れ、この地域における自然環境や人と人とのつながりを原点においたローカルな視点を保ちながら、これからの日本や世界が進むべき方向をグローバルに思考し、地域を担い世界に羽ばたく人材の育成を行う。

イ 名称

公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）

ウ 設立団体

鳥取県及び鳥取市

エ 法人の責務

法人は、鳥取県及び鳥取市が設立することに鑑み、鳥取県民及び鳥取市民（以下「県民等」という。）に支えられる法人であることを理解の上、積極的に地域社会の発展に貢献することにより、県民等の期待にこたえとともに、法人の運営状況、財政状況その他の情報の透明性を確保し、県民等の信頼を得るよう努めなければならない。

オ 事務所の所在地

鳥取市

カ 法人の種別

特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人

(2) 役員（第9条－第13条）

ア 定数

理事長1人、副理事長1人、理事4人以内、監事2人以内

イ 職務

理事長	法人を代表し、その業務を総理
副理事長	理事長を補佐して法人の業務を掌理
理事	理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理
監事	法人の業務を監査し、必要があると認めるときは、理事長、知事又は鳥取市長に意見提出

ウ 任命

理事長	法人の申出（※）に基づき、県知事及び鳥取市長が協議の上行う。理事長は大学の学長となるものとする。 ※法人の申出は、学長となる理事長を選考するために法人に設置される学長選考会議の選考による。
副理事長及び理事	理事長が行う。
監事	知事及び鳥取市長が協議の上行う。

エ 任期

理事長	2～6年の範囲内で、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。再任可 ※ただし、最初の理事長任期は、2年とする。
副理事長及び理事	6年を超えない範囲内で法人の規程で定める。ただし、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前とする。再任可
監事	2年、再任可

(3) 審議機関

○経営審議機関（第14条－第18条）

①法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。

②経営審議会は、委員10人以内で組織する。

③委員は、次のとおりとする。

- ・理事長
- ・副理事長
- ・理事長が指名する理事又は職員
- ・学外委員

④学外の幅広い意見を反映させるため、委員の現在数の2分の1以上を学外委員とする。

○教育研究審議機関（第19条－第23条）

①大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

②教育研究審議会は、委員15人以内で組織する。

③委員は、次のとおりとする。

- ・学長となる理事長
- ・副理事長
- ・学長となる理事長が指名する理事又は職員
- ・学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長
- ・学外委員

④学外の幅広い意見を反映させるため、委員総数の5人程度を学外委員とする。

(4) 業務の範囲及びその執行（第24条・第25条）

ア 業務の範囲

- ・大学を設置、運営
- ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助
- ・法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動
- ・公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供
- ・大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進 等

イ 業務の執行方法

業務の執行に関し必要な事項は、定款のほか、業務方法書の定めるところによる。

(5) 資本金等（第26条・第27条）

ア 資本金

県及び鳥取市が出資する資産（土地及び建物）について、法人設立の日現在における時価を基準として県及び鳥取市が評価した価額の合計額

イ 残余財産

法人が解散した場合、債務を弁済してなお残余財産がある場合、その残余財産は県及び鳥取市に帰属

(6) その他

施行 定款は、法人設立の日から施行

条 例 名 等	公立大学法人鳥取環境大学の重要な財産を定める協議について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>公立大学法人鳥取環境大学に係る重要な財産を定める事に関し協議することについて、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第90条第3項の規定により提案するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>重要な財産(案)</p> <p>公立大学法人鳥取環境大学に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第90条第2項の規定により設立団体が協議して定める同法第44条第1項に規定する重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額)が、7,000万円以上の不動産(土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。</p> <p><参考> 鳥取県及び鳥取市の当該条例における重要な財産の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県 <ul style="list-style-type: none"> 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条 予定価格 7,000万円以上 土地面積 2万㎡以上 <p>※県の基準は、地方自治法施行令による議会議決が必要な地方公共団体の財産処分の基準に準じている。</p>

(新規契約)

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	企画情報政策課	物品 保守	ノートパソコン デスクトップパソコン	1式	米子市流通町430番17 日通商事株式会社 広島支店 山陰営業 所	212,521,680	平成23年9月1日 ～平成27年8月31日	鳥取県企画情報 政策課 他173所属
2	男女共同参画センター	物品 保守	サーバ デスクトップパソコン プリンター	1式	広島県広島市南区段原南一丁目3番53号 富士通リース株式会社 中国支店	5,455,800	平成23年7月1日 ～平成28年6月30日	鳥取県男女共同参 画センター